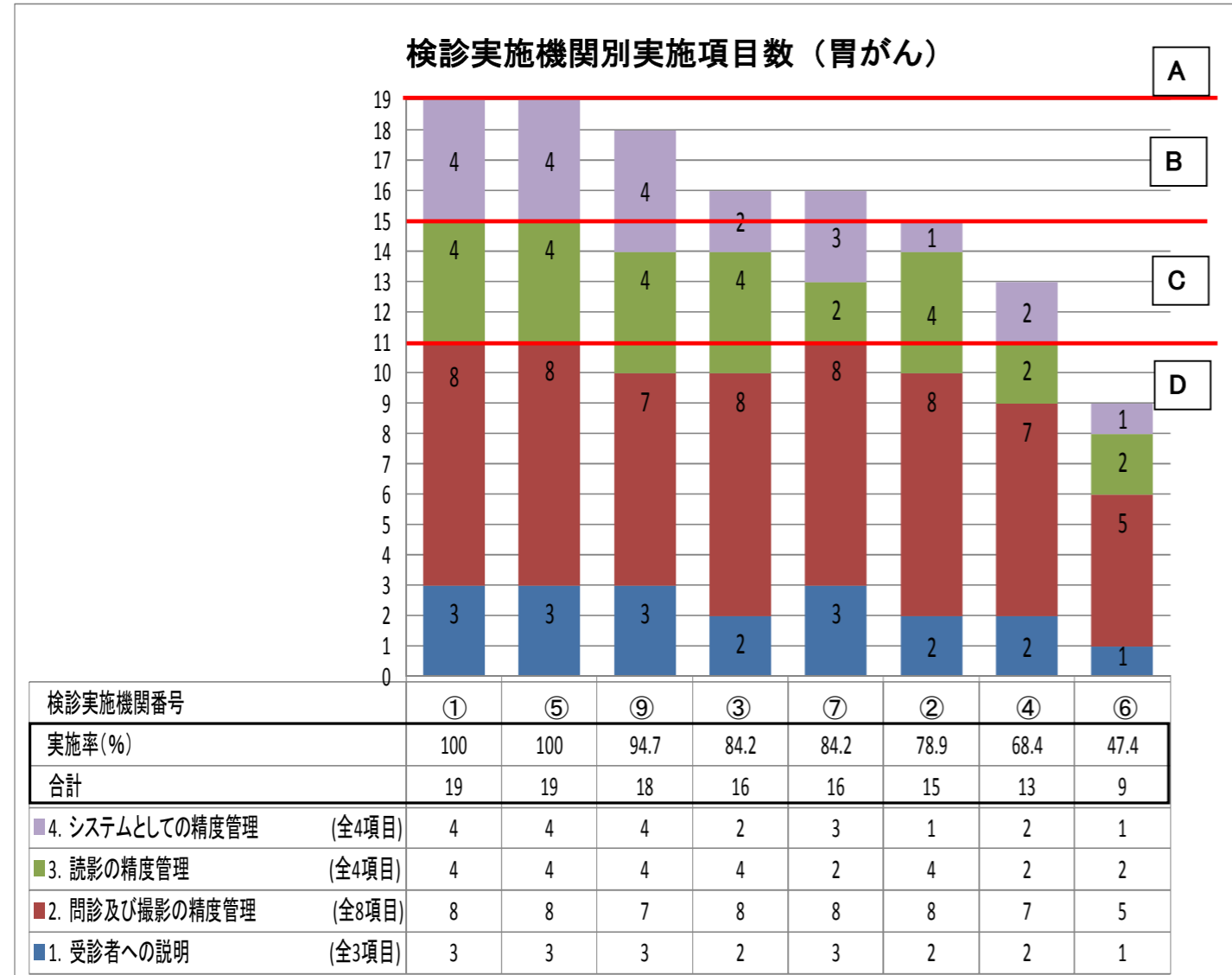


がん検診実施機関精度管理調査結果 機関別・調査項目別集計 (胃がん)

一 検診実施機関別集計結果



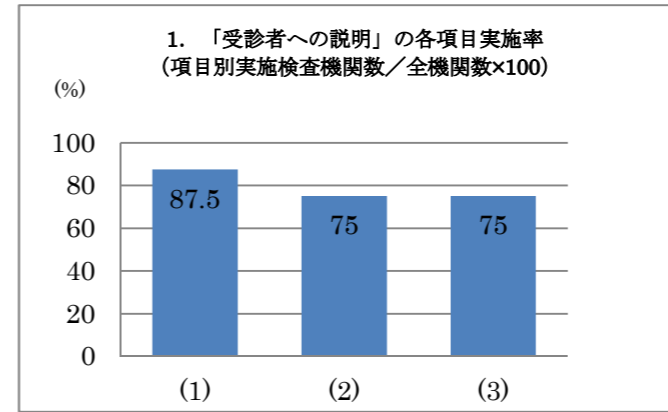
※評価基準について

評価は厚生労働省が設置した「がん検診に関する検討会」及び「がん検診事業の評価に関する委員会」でまとめられた「がん検診のためのチェックリスト(検査機関用)」の中で、検診機関が遵守すべき精度管理の要点に沿って ABCD の 4 段階評価を以下の基準で行いました。

評価	項目の遵守状況	遵守されていない項目数
A	チェックリストをすべて満たしている	0 項目
B	チェックリストを一部満たしていない	1-4 項目
C	チェックリストを相当程度満たしていない	5-8 項目
D	チェックリストを大きく逸脱している	9 項目以上

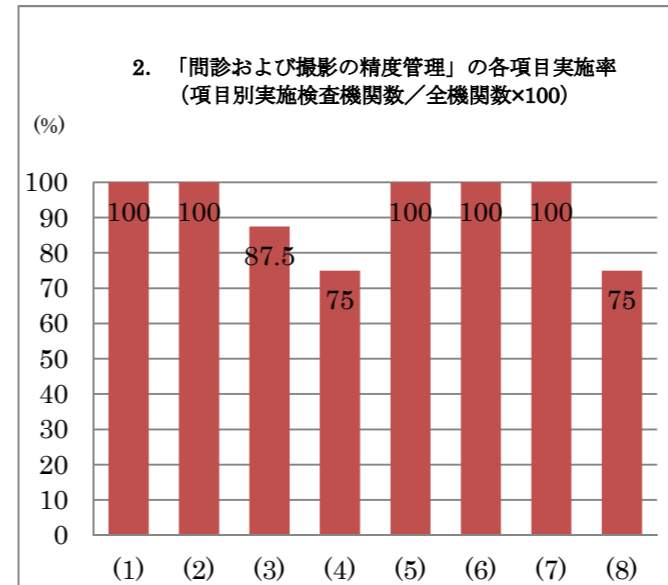
二 各実施項目別集計結果

1 受診者への説明



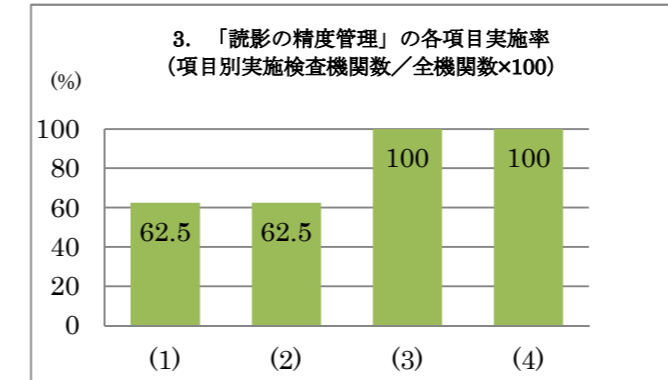
- (1) 要精密検査になった場合は、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせているか
- (2) 精密検査の方法や内容について説明しているか。
- (3) 精密検査の結果の、市町村への報告など個人情報の取り扱いについて、受診者に対し、十分な説明を行っているか。

2 問診および撮影の精度管理



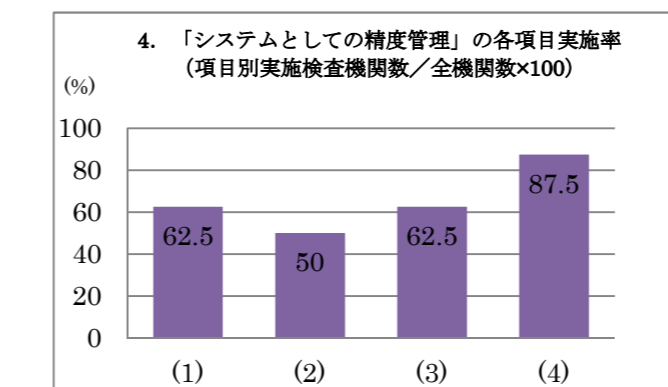
- (1) 検査項目は、問診及び胃部 X 線検査としているか
- (2) 問診は現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しているか
- (3) 問診記録は少なくとも 5 年間は保存しているか
- (4) 撮影機器の種類(直接・間接・DR 撮影、イメージ、インテンシファイア方式等)を明らかにしているか。
※原則として間接撮影で 10×10 cm 以上のフィルムで I..I..方式か DR 撮影とする
- (5) 撮影枚数は最低 8 枚としているか
- (6) 撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとしているか
- (7) 造影剤の使用に当たってはその濃度を適切に(180~220W/V%の高濃度バリウム、120~150ml とする)保つとともに副作用等の事故に注意しているか
- (8) 撮影技師は撮影に関して、日本消化器がん検診学会による研修を修了しているか。撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定技師数を報告しているか

3 読影の精度管理



- (1) 読影に従事する医師は、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数を報告しているか
- (2) 読影は二重読影とし、原則として判定医の 1 名は日本消化器がん検診学会認定医とする。その結果に応じて過去に撮影した X 線写真と比較読影しているか
- (3) X 線写真は少なくとも 3 年間は保存しているか
- (4) 検診結果は少なくとも 5 年間は保存しているか

4 システムとしての精度管理



- (1) 精密検査結果及び治療結果の報告を、精密検査実施機関から受けているか
- (2) 診断のための検討会や委員会(第三者の胃がん専門家を交えた会)を設置しているか
- (3) 都道府県がプロセス指標(受診率・要精検率・精検受診率・がん発見率・陽性反応適中度)に基づく検討ができるようデータを提出しているか
- (4) 実施主体へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進報告に必要な項目で集計しているか